

都島区役所エレベーター 利用停止について

老朽化によるエレベーターの改修工事を実施するため下記の期間はエレベーターをご利用いただけません。

ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

エレベーター利用停止期間

**令和7年1月7日から
令和7年1月29日まで**



都島区役所総務課（庶務）